

朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱

平成26年1月24日

告示第7号

(趣旨)

第1条 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に支払う成年後見制度の利用に係る報酬に対し、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の向上を図るため、市が交付する朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、朝倉市後見等開始に係る市長の審判請求手続等に関する要綱（平成20年朝倉市告示第133号）に基づく審判請求により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）のうち、次に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 成年後見人等の報酬の費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
- (3) その他市長が必要と認める者

(助成金額)

第3条 助成金の額は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により、家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬額の範囲内の額とし、その上限額は、在宅者にあつては月額2万8,000円、施設入所者にあつては月額1万8,000円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者又はその法定代理人としての成年後見人等（以下「申請者」という。）は、朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し

- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- (3) 助成対象者の収入及び必要経費がわかる書類
- (4) 登記事項証明書（成年後見人等が申請する場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書及び添付書類等により、助成対象者の収入、資産状況等を調査し、当該申請に係る助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請者の責務)

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、助成金の交付に係る助成対象者の資産状況、生活状況等に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱の規定は、平成26年度以後の朝倉市成年後見制度利用支援事業助成金について適用し、平成25年度までの朝倉市成年後見制度利用支援事業補助金については、なお従前の例による。